

業務委託随意契約結果の公表について

1 公表の対象

浜松市が、1者特命で随意契約した業務委託（建設工事関連業務委託を除く）のうち、予定価格が200万円（※）を超えるもの
（※令和7年6月までの契約分については、100万円）

※プロポーザル方式により特定した受託者との1者特命随意契約を含みます。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約（障害者支援施設、シルバー人材センター等特定の者から役務の提供を受ける契約）、同第4号による契約（浜松市トリアル発注認定事業の認定を受けた新商品又は新役務にかかる契約）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（WTO）、その他浜松市の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある契約は除きます。

2 公表の時期

年4回

※4月～6月契約分は8月末頃、7月～9月契約分は11月末頃、10月～12月契約分は2月末頃、1月～3月契約分は5月末頃に公表します。

3 公表の期間

契約月の属する年度の翌年度末まで